

各務原市鳥害対策補助金交付要綱

(平成26年10月23日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥類の大規模な営巣により近隣の生活環境を著しく損なう状況となる場合に、住宅地周辺の騒音、悪臭等の生活環境被害を軽減するために行う事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「大規模な営巣」とは、鳥類が多数及び広範囲に営巣をしている状態をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、大規模な営巣がある土地の自治会とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、大規模な営巣を防止するために、木又は竹を剪定し、伐採し、又は処分する事業で、当該事業に係る経費が50万円以上のものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要した経費のうち3分の2以内の額とし、200万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する申請書に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) その他市長が必要と認める書類

(実施報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業完了後速やかに規則第11条に規定する補助事業実施報告書に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 支払関係書類（領収書の写し）

(3) 事業関係写真

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。